

農地へのたい肥散布について のお願い

農地へのたい肥散布の最盛期を迎えています。たい肥を散布したとき、近隣の住宅や観光施設などから、悪臭やハエなどに関する苦情を招くことがあります。たい肥を使用する際には、次の点に注意し、生活環境の保全と水質汚濁などの防止にご協力ください。



- ① 悪臭が発生するたい肥を使用しない**
十分に発酵させた、悪臭を伴わない「完熟たい肥」を使用しましょう。
- ② 農地に搬入したら直ちに鋤き込む**
雨天により鋤き込めないような事態にならないよう、天候などにも注意を払いましょう。
- ③ 周辺の環境に配慮する**
特に住居や観光施設などに近い農地にたい肥を散布するときは、生活環境に十分配慮し、悪臭はもろること、ハエなどの害虫や汚水を発生させないようにしましょう。
- ④ 過剰な投入はしない**
地下水汚染の原因にもなる「過剰なたい肥投入」にならないよう配慮しましょう。

▼環境衛生課
☎ 23局35411 FAX 23局0180
▼農政課
☎ 23局3517 FAX 22局3817

長寿(後期高齢者)医療の 保険料が決定します

平成21年度の後期高齢者医療保険料が決定し、7月中に「後期高齢者医療保険料決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。

●保険料の計算方法

保険料額は、一人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。なお、一人あたりの上限額は50万円です。

■保険料の計算方法

$$\text{保険料額} = \text{均等割額 } 40,175\text{円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - 330,000\text{円}) \times 0.0743$$



●保険料の減額

4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額などの合計額により、均等割額・所得割額の減額が判定されます。

- 保険料の減額
- ① 世帯内の長寿医療制度の被保険者と世帯主の所得金額の合計が33万円以下の方 → **均等割額を8.5割減額(6,026円)**
 - ② ①の方のうち、世帯内の長寿医療被保険者全員が、年金収入80万円以下で、他の所得がない世帯の方 → **均等割額を9割減額(4,017円)**
 - ③ 総所得金額等が33万円+24万5千円×(世帯主でない被保険者数)以下の世帯 → **均等割額を5割減額(20,087円)**
 - ④ 総所得金額等が33万円+35万円×(被保険者数)以下の世帯 → **均等割額を2割減額(32,140円)**
 - ⑤ 長寿医療制度に加入する直前は「社会保険等の被扶養者であった方」 → **均等割額を9割減額(4,017円)**
※所得割は賦課されません
 - ⑥ 年金収入が153万円以上211万円以下の方 → **所得割額を5割減額**

●保険料の支払方法

「年金」からのお支払いではなく「口座振替」でお支払いいただくこともできます。「口座振替」でお支払いいただく場合は、市役所で手続きが必要ですので、お問い合わせください。ただし、年金の額が年間18万円以下の場合もしくは介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、口座振替または納付書によるお支払いとなります。

●保険料の納期

●特別徴収⇨平成19年の所得で仮算定した保険料を4月・6月・8月、平成20年の所得で本算定した保険料を10月・12月・2月の年金からお支払い
●普通徴収⇨7月から翌年2月までの計8回で納付(7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる場合もあります)
※詳しくはお問い合わせください。

▼保険年金課

☎ 23局3514 FAX 23局0180

